

東日本大震災関係

■ 信組業界の支援ネットワークおよび全信組連の支援体制

全信組連は、全信中協とともに全国の信組の支援ネットワークとして、「東北地方太平洋沖地震被災信組に対する支援ネットワーク」を立ち上げ、被災信組のバックアップを図りました。

また、全信組連では、「危機管理対策本部」を立ち上げ、初動対応として、被災信組の情報収集、全国に避難した被災信組の顧客対応、当局・マスコミ対応等、組織横断的に対応しました。

■ 支援物資の搬送

全信組連は、全信中協とともに東京の信組や関連会社へ呼びかけ調達した食料や生活用品などを全信組連仙台支店に搬送しました。支援物資については、東北の信組の協力もあり仙台支店から無事被災信組へ届けることができました。

■ 被災地域の信組に対する低利貸付の実施

全信組連は、被災地域の信組の資金繰り等を支援するため、低利の貸付(特殊当座貸越)の取扱いを平成23年3月から開始しました。

■ 信組ネットワークを使った便宜払いスキーム

全信組連は、原発事故拡大の影響で臨時休業を余儀なくされた相双、いわき信組等の業務支援として、避難している組合員の預金を全国の信組で便宜払いできるスキームを構築しました。便宜払いの実施については、信組業界の結束力が発揮され、いち早く対応することができました。



■ 震災にかかる代理貸付の対応

全信組連は、被災された信組の組合員の方々を金融面で支援するため、次のとおり代理貸付に係る各種の対応を実施しました。

・遅延利息の免除や弁済方法の変更の実施

被災された組合員の一定期間の約定弁済について、遅延利息を免除する取扱いを平成23年3月から開始しました。また、被災された組合員からの弁済方法変更の申出についても、期間延長や元金中間据置等を含め柔軟に対応する取扱いとしました。

・特別代理貸付の実施

被災された組合員の災害復旧等に係る資金需要に応えるため、通常より低い金利を適用した「災害復旧資金特別代理貸付」(事業性資金・住宅資金)の取扱いを平成23年5月から開始しました。

■ 日本銀行による被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションへの参加

全信組連は、信組の系統金融機関として標記オペレーションに平成23年5月から参加し、当該資金を希望する被災地域の信組に対し、円滑な資金供給を行っています。

その他

■ くみれん地域サポートローン

全信組連は、日本銀行において平成22年9月より開始された「成長基盤強化を支援するための資金供給(日銀新貸出制度)」に対応し、会員信組の地域における融資基盤の拡充を支援することを目的として、平成22年12月から、本制度に準じた低金利、かつ利便性の高い代理貸付商品「くみれん地域サポートローン」の取扱いを開始しました。

■ 本部組織体制の整備

全信組連は、「全信組連経営の中期的戦略」に掲げるとおり、運用部門の体制整備を進めました。4月1日付で「資金運用部」にフロント部門を集約したことに加え、「財務企画部」を運用戦略の企画専担部署と位置付け各部の役割を明確にしました。また、6月29日付で「リスク統括部」を新設し、ミドル部門の強化を図っています。